○外務省告示第三百三十九号

次に掲げる各国の政府は、昭和五十一年十一月十九日にロンドンで作成された「千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の議定書」の加入書を、それぞれ、その国名に対応する日に国際海事機関事務局長に寄託した。

モーリシャス共和国	平成七年四月六日
グルジア	平成七年八月二十五日
モーリタニア・イスラム共和国	平成七年十一月十七日
バーレーン王国	平成八年五月三日
ニカラグア共和国	平成八年六月四日
アンティグア・バーブーダ	平成九年六月二十三日
カンボジア王国	平成十三年六月八日
エルサルバドル共和国	平成十四年一月二日
アゼルバイジャン共和国	平成十六年七月十六日

よって、同議定書は、次の各国について、それぞれ、その国名に対応する日に効力を生じた。

モーリシャス共和国	平成七年七月五日
グルジア	平成七年十一月二十三日
モーリタニア・イスラム共和国	平成八年二月十五日
バーレーン王国	平成八年八月一日
ニカラグア共和国	平成八年九月二日
アンティグア・バーブーダ	平成九年九月二十一日
カンボジア王国	平成十三年九月六日
エルサルバドル共和国	平成十四年四月二日
アゼルバイジャン共和国	平成十六年十月十四日

（平成七年九月七日付け、同年十一月二十八日付け、平成八年五月二十三日付け、同年六月十九日付け、平成九年七月三日付け、平成十四年二月二十二日付け及び平成十六年九月十日付け国際海事機関事務局長回章並びに平成二十三年三月三十一日付け同事務局長通報）

平成二十三年十月三日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第三百四十号

次に掲げる各国の政府は、昭和五十一年十一月十九日にロンドンで作成された「千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の議定書」の加入書を、それぞれ、その国名に対応する日に国際海事機関事務局長に寄託した。

オーストラリア連邦	平成六年十月十日
ベルギー王国	平成六年十二月一日
カナダ	平成七年二月二十一日
モーリシャス共和国	平成七年四月六日
ギリシャ共和国	平成七年十月九日
マーシャル諸島共和国	平成七年十月十六日
バーレーン王国	平成八年五月三日

よって、同議定書は、次の各国について、それぞれ、その国名に対応する日に効力を生じた。

オーストラリア連邦	平成七年一月八日
ベルギー王国	平成七年三月一日
カナダ	平成七年五月二十二日
モーリシャス共和国	平成七年七月五日
ギリシャ共和国	平成八年一月七日
マーシャル諸島共和国	平成八年一月十四日
バーレーン王国	平成八年八月一日

（平成二十三年三月三十一日付け国際海事機関事務局長通報）

平成二十三年十月三日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第三百四十一号

一　次に掲げる各国の政府は、昭和五十三年二月十七日にロンドンで作成された「千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書」の加入書を、それぞれ、その国名に対応する日に国際海事機関事務局長に寄託した。

バヌアツ共和国	昭和五十七年七月二十八日
マーシャル諸島共和国	昭和六十三年四月二十六日
ニュージーランド	平成二年二月二十三日
サウジアラビア王国	平成二年三月二日
カザフスタン共和国	平成六年三月七日
モーリタニア・イスラム共和国	平成九年十一月二十四日
ボリビア多民族国	平成十一年六月四日
ベナン共和国	平成十二年二月十一日
ドミニカ国	平成十二年六月二十一日
イラン・イスラム共和国	平成十二年八月三十一日
コモロ連合	平成十二年十一月二十二日
ナミビア共和国	平成十二年十一月二十七日
モロッコ王国	平成十三年一月三十日
シリア・アラブ共和国	平成十三年七月二十日
ギニア共和国	平成十四年十月二日
トンガ王国	平成十五年九月十八日
セントルシア	平成十六年五月二十日
アルバニア共和国	平成十六年六月七日
セントクリストファー・ネーヴィス	平成十六年六月十一日
グレナダ	平成十六年六月二十八日
ツバル	平成十六年六月三十日
フィジー諸島共和国	平成十六年七月二十八日
ラトビア共和国	平成十七年八月五日
ジャマイカ	平成十七年八月十七日
キリバス共和国	平成十九年二月五日
ルーマニア	平成二十年一月十四日
シエラレオネ共和国	平成二十年三月十日

よって、同議定書は、次の各国について、それぞれ、その国名に対応する日に効力を生じた。

バヌアツ共和国	昭和五十七年十月二十八日
マーシャル諸島共和国	昭和六十三年七月二十六日
ニュージーランド	平成二年五月二十三日
サウジアラビア王国	平成二年六月二日
カザフスタン共和国	平成六年六月七日
モーリタニア・イスラム共和国	平成十年二月二十四日
ボリビア多民族国	平成十一年九月四日
ベナン共和国	平成十二年五月十一日
ドミニカ国	平成十二年九月二十一日
イラン・イスラム共和国	平成十二年十一月三十日
コモロ連合	平成十三年二月二十二日
ナミビア共和国	平成十三年二月二十七日
モロッコ王国	平成十三年四月三十日

○厚生労働省告示第三百九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第八条第一項の規定に基づき、生活保護法による保護の基準（昭和三十八年厚生省告示第百五十八号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月十一日から適用する。

平成二十三年十月三日

厚生労働大臣　小宮山洋子

別表第９の１の⑵の表埼玉県の項中「逼々」を削る。